

## ENERGY STAR®プログラムの認証機関の承認に関する条件と基準

ENERGY STARプログラムの認証機関（CB：Certification Body）として承認されるため、CBは下記要件について書面にて合意すること。

### 1) 一般要件と責務

- a) 製品認証団体の認定を対象とし、**ISO/IEC 17011**に準じて活動している、国際認定機関（IAF：International Accreditation Forum）の多国間認証協定（MLA：Multilateral Recognition Agreement）の署名者による、ISOE/IEC 17065「製品、プロセス、サービスを認証する機関への認定アセスメント」（Conformity Assessment: Requirements for bodies certifying products, processes, and services）への認定を維持する。
- b) ISOE/IEC17065の特筆すべき要素には、CBに対する以下の要件が含まれている。
  - i) 申請者の利用を妨げるあるいは禁止することのないよう、差別の無い方法で活動する。
  - ii) 申請者の規模や会員の是非に関係なく、活動内容がCBの公表する業務範囲内に含まれるすべての申請者に対して、CBのサービスを利用できるようにする。
  - iii) CBと試験データを提供する各団体との関係によって、CBの独立性が損なわれないようにする。
  - iv) 認証の許可、維持、一時停止、および取り消しに関する決定に責任を負い、公平にこれらの決定を下す。
  - v) 評価過程において収集した情報に基づき、製品を認証するかどうかを判断する。
  - vi) 顧客に対する認証業務の提供に関して、法的効力のある合意を得ている。認証に関する契約と合意には、当該関係者の責務が考慮されていること。
  - vii) 認証した製品とその供給者の要覧を提供し、定期的に更新し、またEPAの要求に応じて提供できるようにする。
- c) EPAに対する職員の適切な対応力、および要求された情報を適時に提供する能力を、EPAが満足するように具体的に示す。
- d) CBがデータの受け入れに合意した、すべてのEPA承認試験所からの試験報告書の審査には、試験所の所有権に関係なく、同一の条件を適用する。
- e) 現在あるいは見込まれる顧客に対して、CBの認証プログラムに関連するすべての情報を書面にて提供し、要求に応じてこの情報をEPAに提出する。少なくとも、これら資料には以下のものが含まれていること。
  - i) CBの顧客に対する認証業務の提供に関する、法的に有効な合意文書となる書式あるいは定型書式の写し。
  - ii) 認証プログラムの説明。
- f) 認証過程に関わる職員の能力管理に関する説明を、書面にてEPAに提供する。
- g) 認証した製品の試験報告書を、少なくとも5年間あるいは認証有効期間にわたり保管し、EPAが、試験データを含め、認証の判断に使用したすべての情報を調査することに

同意する。

- h) 認証した製品に関連するENERGY STAR製品基準の変更または第三者機関の認証要件について、協議が必要であるとEPAが判断する場合に、EPAとの会合に参加する。EPAおよびCBは、会議を遠隔（例：電話回線方式）あるいは対面のどちらの方式で実施すべきか相談した上で判断する。
- i) ENERGY STAR試験方法および適合基準を含む製品仕様に関するすべての問題は解決のためにEPAに送信し、これら問題の解決に関連するEPAの決定に従う。
- j) EPAが、その自由裁量によって、製品の認証および検証の業務を監査することを認める。
- k) CBの認定もしくは認識が一時停止または取り消された際には、EPAおよびCBが認証したことがある製品のすべてのENERGY STAR パートナーに対して、その旨を通知する。
- l) 製品がENERGY STAR適合であることを示す目的において独自のマークを使用しない。
- m) FAQ、指令その他書面による説明を含みEPAの書面による方針に沿うものとする。

## 2) ENERGY STARへの適合

- a) ENERGY STARパートナーの製品導入サイクルに対する潜在的な影響を予測できるようにするため、CBのデータ審査サイクル時間の説明をEPAに提供する。
- b) ENERGY STAR仕様製品認証の標準作業手順(SOP)に従うこと。SOPの注目すべき要素は以下の内容を含む：
  - i) 適切なENERGY STAR製品基準に説明されている性能特性を満たしているか評価することにより、製品の適合を判断する。この評価には、ENERGY STAR適合を目的とする各モデルの試験報告書の審査が含まれていること。
  - ii) 代表モデルの試験報告書に基づいたモデル群の適合を認めるENERGY STAR製品基準の場合、CBは、以下の内容に関して、ENERGY STARパートナーの主張を検証する方法を有していること。
    - (1) どのモデルが単一製品群（ファミリー）の一部であるのか。および、
    - (2) どのモデルがその製品群<sup>1</sup>の代表モデルと見なされるのか。
  - iii) 試験報告書におけるすべてのデータが、ENERGY STAR仕様に一致するものと EPA が認可した試験所からのものであることを確認する。EPA認定試験所には、以下のものが含まれる。
    - (1) 「ENERGY STARプログラムの試験所の承認に関する条件と基準（Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR Program）」を満たしていると、EPAが正式に承認したすべての試験所。本書の条件には、EPA承認認定機関によるISO/IEC 17025に対する認定が含まれている。EPAは、これら試験所の一覧をオンライン上で公開し維持する。その結果、データが上記の試験所で得られているという確認は、上記一覧において該当試験所の存在を確かめることで成立する。

<sup>1</sup> CB は製品群と代表機種が何によって構成されているかの EPA の定義に対するすべての要求を確認する。これらの定義は関連した ENERGY STAR 製品仕様に含まれる。

- (2) 付属資料Aに説明されている要件に基づき、CBの立会または監理製造事業者試験所 (WMTL/SMTL) プログラムに参加する、すべての試験所。本書の条件には、EPA承認CBによるISO/IEC 17025に対する評価が含まれている。データが上記の試験所で得られているという確認は、CBがWMTL/SMTLの内部一覧において該当試験所の存在を確認することで成立する。
- (3) XMLベースのウェブサービスを使い、認証製品における的確で完全な製品データを EPAに報告する。CBは、すべての必要なデータ領域をまとめるのを確認する為、製品に特化したXML概要を言及するものとする。また、CBは適切なXMLサービスを使って、EPAの認識がその分野に及ぶ前にいかなる新製品分野の試験提出を確実に完成させなければならない。

### 3) ENERGY STARの検証

#### a) 検証試験

- i) 以下に列挙される検証試験要件を満たす、ENERGY STARパートナーの出資による検証試験方法を運用する。
- (1) 関連するENERGY STARプログラム要件に説明されているとおりに、製品がすべての製品性能基準を満たしていることを確保する。
- (2) 製品数：
- (a) CBが認証または登録した製品仕様<sup>2</sup>につき12ヵ月サイクルで、すべてのENERGY STAR適合モデルの少なくとも10%を試験する。CBはその試験サイクルスケジュールを品質システム文書の中で文書化する。
- (b) 認証テストを対象としたモデル数を検討する際、CBは関連した製品仕様に定義された製品群を考慮すること。
- (c) EPAはその後の年にCBに試験用のモデル数の変更を忠告する可能性もある。試験する最低数は製品仕様によって異なる。
- (3) 以下の一般指針にしたがい、CBが製品を選択すること。：
- (a) CBが認証試験の巡りのモデル選定をするにあたり、エージェンシー選定や試験の巡りの中でのこれらの選定を含む内容についてEPAに連絡するものとする。
- (b) EPAおよびCBは以下の内容を考慮した上でモデルの選定をするものとする。
- (i) ENERGY STARパートナーは前回の認証試験失敗の経験をしているかどうか、そして他のモデルは製品仕様に認可されているか。
- (ii) 消費者、消費者グループまたは規制機構などの第三者からのレーティングの適格性に関する照会
- (c) このデータが利用可能な場合の売上量が高いモデル。残りのモデルは無作為に選定されるものとする。より最新のモデルは認可を受けているか試験

<sup>2</sup> <https://www.energystar.gov/partner-resources/products-partner-resources/third-party-cert/responsibilities>

中のため、無作為選定の工程で選定される可能性が低い。

(4) 試験する機器の調達。

- (a) CBは、以下の順序（最も好ましいものからあまり好ましくないもの）に従って試験する機器の入手先に優先順位を付け、試験用に機器を調達または入手すること。
- (i) 陳列棚（すなわち、公開市場から入手する）
  - (ii) 保管庫（すなわち、保管倉庫から入手する）または、
  - (iii) 製造工程（すなわち、製造施設から入手する）

NOTE: Directive 2011-06の内容に一致した、製造工程から製品を入手した試験は、陳列棚あるいは保管庫から製品を入手できない場合においてのみまたは工場から入手した製品でのみ適切とされる。例としては、選択した製品が、購入および/または輸送するには極めて高価である場合、注文生産品である場合、あるいは、通常の小売り販売経路からは入手できない場合が挙げられる。

- (b) CBは、試験用の機器を入手することに責任を有しており、ENERGY STARパートナーに試験サンプルを選択させてはならない。
- (c) 自社の製品が検証試験用に選ばれたパートナーは、以下のことが求められる。
- (i) 陳列棚から調達される場合、試験される製品の入手が可能な場所が少なくとも3箇所示されている一覧を提供する。または、
  - (ii) 保管庫または製造工程から調達される場合、試験用の製品を選択できるように、これら施設の利用方法をCBに提供する。
  - (iii) 認証試験の要請に迅速に応じること。
- (d) CBは検証試験要件に遵守しないいかなるパートナーについてEPAに報告すること。

(5) 検証試験の場所:

- (a) 検証試験は、EPA承認の第三者試験所において実施すること。または、
- (b) 製造施設における製造工程から機器が調達される場合、有資格のCB職員が試験に立ち会うという条件において、検証試験をEPA承認の第一者試験所<sup>3</sup>で実施することができる。

b) 重要な変更が生じた場合の再評価

- i) CBが認証した製品のENERGY STAR適合状況に影響を及ぼす可能性のある変更が生

---

<sup>3</sup> ENERGY STAR プログラムの意義として、EPA は製品試験をする上での製品製造者または製品の自家ブランドオーナーにより所有そして/または運営されている試験所として第一者試験所を定義する。

じた場合に、製品性能を再評価する方法を有する<sup>4</sup>。これと一致するように、CBは以下の内容を実施すること。

- (1) CBが認証した製品に責任を有するENERGY STARパートナーに対し、関連するENERGY STAR製品基準の要件を満たさなくなるような製品への変更については、すべてCBに通知するように義務付ける。
  - (2)製品の関連した動作に関する再試験を要請し、結果を評価する。
- c) 申し立てによる試験
- i) 申し立てによる試験の方法と、申し立てに価値があるかどうかのプロセスの確立を含む申し立てによる試験に関する契約条項を有する。
  - ii) CBは申し立てをする者に対し申し立てに関する詳細を申し立て先に伝えることを義務としない。
  - iii) 製品が関連するENERGY STAR 製品基準の性能要件を満たさない場合、CBは2営業日以内にENERGY STAR パートナーとEPAにその旨を通知すること。
- d) 製品性能の変更
- i) 製品の再試験であるいわゆる認証試験、重要な変更が生じた際の再評価や誘発試験とCBによって認可されたデータとの間の矛盾を解決する為の手順を確立する。
  - ii) EPAに対して、新規の試験データを含む製品性能に関するいかなる変更についても報告すること。
    - (1) もしその変更内容が製品性能上、ENERGY STAR 認証基準に見合う為にも特に影響を及ぼさない場合、CBは新規に認可された製品の情報と同じスケジュールで関連データをEPAに報告する。
    - (2) もし最初の試験結果が関連したENERGY STAR 製品仕様の性能要件に見合わない場合、CBは2営業日以内にEPAにその旨報告することとし、ENERGY STAR認可に関連した試験結果を報告すること<sup>5</sup>。もしEPAが試験結果を最終と考慮した場合、CBは先の段階に加え、同じく2営業日以内にENERGY STAR適合製品としてはもはや承認されないものとする。
    - (3) CBはモデルの認証もしくは誘発試験の失敗について、EPAにその失敗を告知した上またはその後で製品製造者に通達すること。

---

<sup>4</sup> 認定における試験所の変更または WMTL/SMTL の状況は、試験所の状況の変更につながる要因の有効な期間中においてのみ試験所がテストした製品の品質状況に関連付けて考慮される。

<sup>5</sup> CB が当該データを EPA に報告する際には、適用される ENERGY STAR 基準に示されている端数処理と報告の規定に従うこと。

**付属資料A：立会製造事業者試験所（WMTL：Witnessed Manufacturers’ Testing Laboratory）または監理製造事業者試験所（SMTL：Supervised Manufacturers’ Testing Laboratory）プログラムの運用に関する要件**

CBが以下に示される要件を遵守する場合においてのみ、CBは、ISO/IEC 17065に基づき、WMTLまたはSMTLプログラムに参加する製造事業者の第一者試験所で得られた試験データを受け入れる、試験プログラムを運用することができる。ただし、現時点において「ENERGY STARプログラムの試験所の承認に関する条件と基準（Conditions and Criteria for Recognition of Laboratories for the ENERGY STAR Program）」を満たしていると、EPAが正式に承認している試験所については、この承認によって、WMTLプログラムに固有の立ち会い管理水準による試験所に対する信頼性の確立が不要になるため、CBは、当該試験所をWMTLとして登録しないこと。その代わりに、CBは当該試験所をSMTLとして参加させるが、CBによるその手続は、非認定試験所の場合よりも簡易であること。

EPAの試験所の認定が顧客の試験施設にも適用される場合、資格のあるCB試験所のスタッフおよび/または地域の技術代表者によって試験が実施され、CBは、IEC System of Conformity Assessment Schemes for Electrotechnical Equipment and Components (IECEE) に参加し、運用文書OD-2048（または最新バージョン）に従う場合に限る。

WMTLまたはSMTLプログラムに参加する、製造事業者の第一者試験所で得られた試験データを受け入れる試験プログラムを運営するため、CBは以下の内容を実施すること。

1) 一般要件

- a) 現地での初期評価や定期的な監査を通じて、自己の施設がISO/IEC 17025の該当するすべての要件および適用される試験方法を遵守していること、また試験を実施する試験所職員が必要な能力と専門技能を持っていることを、WMTLまたはSMTLが証明できるようにする。これと整合するように、CBは、試験所施設、環境管理、人材と研修、試験と較正用装置の種類と精度、較正方法、文書化された試験方法・設定・測定技術・文書化システム、品質保証プログラム、および関連するENERGY STAR製品基準において必要とされている他の要素を評価するための文書化された手順を有し、それに従うこと。
- b) CBが運用する当該プログラムのWMTL/SMTLに対する評価と定期監査の報告書を文書化し、保管する。
- c) 継続的にWMTL / SMTLの公平性を監理する方法を有し、それに従うこと。  
ISO/IEC17025の要件と整合するように、書類審査には以下の内容が含まれるが、これらに限定されない。
  - i) 試験所の結果について管理、実施、または検証を行う全職員の責務、権限、および相互関係が、職員の業務品質に悪影響を及ぼす可能性のある要因から影響を受けないことを示す組織図。
  - ii) 内部監査の日付、監査所見、および是正措置。

- iii) 顧客からの苦情と是正措置。
- iv) 参加した従業員名を含む再現性に関する十分な情報が記載された試験記録の原本。
- v) 試験結果に不当な影響を与えようとする企てを報告し、これに対処する機構が実施されているという証拠、および
- vi) 試験所スタッフの公平な行いを確実にするために適切な他の計測方法
- d) WMTL/SMTLで得られた試験データに偏りが無いことを示す記録を保管する。
- e) WMTL/SMTLとEPA承認第三者試験所の結果に一貫性を確保する必要があるとEPA/DOEが判断する場合に、技能試験を実施する。ENERGY STARに適合する試験製品のプログラムに登録された各WMTL/SMTL一覧および、継続的な当該一覧の更新情報をEPAに提供することとする。
- f) 試験結果の検証に関するすべての責任を負う。

## 2) WMTLプログラムの運用に特化した要件

- a) 試験のあらゆる重要な側面を監督し確認する。
- b) 最終のデータ取得に立ち会う。
- c) 試験に立ち会うCB職員には、関連するENERGY STAR製品基準に準じた試験の実施に必要な能力と専門技能があることを確保する。および、
- d) すべての試験は、適用される要件にしたがい、WMTLの担当者により実施されることを確保する。

## 3) SMTLプログラムの運用に特化した要件

- a) 試験に立ち会い、SMTLの品質管理における信頼性の確立に貢献するその他すべての要素を確認する。
- b) CBが業務経験を通じてSMTLに信頼を置く場合には、監理水準を試験の立ち会いから徐々に移行させることができる。
- c) 少なくとも年1回、ISO/IEC 17025の要件と適用される試験方法に対するSMTLの対応方法を、現地で監査する。現地滞在中に、CBは以下の内容を実施する。
  - i) 製品試験を監理する。および、
  - ii) 関連する試験報告書を途中段階において審査する。および、
- d) 以下の記録を保管する。
  - i) 監理活動の実施日と、観察した試験の情報を含む実施内容。および、
  - ii) 現地滞在中における、SMTLに対する所見と助言。